

静岡県告示第420号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月16日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡河津町大鍋字山口538番の2から 賀茂郡河津町大鍋字山口537番の5まで	令和3年4月16日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡松崎町池代字櫻68番の3地内	令和3年4月16日